

変 更 届 書

業 務 の 種 別		薬 局 ・ 店 舗 販 売 業		
許 可 番 号 及 び 年 月 日		第 号 平成・令和 年 月 日		
薬局、営業所 又は店舗	名 称			
	所 在 地			
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後	
	特定販売の有無 特定販売の方法 その他 ()			
変 更 年 月 日		令和 年 月 日		
備 考		関係書類については、下記店舗の変更届書に添付済記 1 店舗名称及び業種 2 店舗の所在地 3 提出先 4 提出年月日 令和 年 月 日		

上記により、変更の届出をします。

令和 年 月 日

住 所
 [法人にあっては、主たる
 事務所の所在地]

氏 名
 [法人にあっては、名称
 及び代表者の氏名]

電話番号 ()
 担当者名

(宛先) 大田区保健所長

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 業務の種別欄には、薬局、第1種医薬品、第2種医薬品、医薬部外品、化粧品、第1種医療機器、第2種医療機器、第3種医療機器若しくは薬局製造販売医薬品の製造販売業、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは薬局製造販売医薬品の製造業、認定外国製造業者、登録認証機関、店舗販売業、配置販売業、卸売販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業（指定視力補正用レンズのみの販売業又は貸与業を除く。）、指定視力補正用レンズのみの販売業若しくは貸与業、特定管理医療機器の販売業若しくは貸与業（補聴器又は家庭用電気治療器以外の特定管理医療機器を販売又は貸与する場合に限る。）、補聴器若しくは家庭用電気治療器のみの販売業若しくは貸与業、補聴器及び家庭用電気治療器のみの販売業若しくは貸与業、管理医療機器（特定管理医療機器を除く。）の販売業若しくは貸与業又は医療機器の修理業の別を記載すること。
なお、様式第114による届出に記載された事項に変更を生じた場合における令第74条第1項の規定による届出の場合は、業務の種別欄に、赤字で「輸出用」と付記すること。
- 4 医薬品等の製造業者若しくは認定外国製造業者又は医療機器の修理業者については、この届書は地方厚生局長に提出する場合にあつては正本1通及び副本2通を、厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出する場合にあつては正本1通を提出すること。
- 5 管理医療機器の販売業又は貸与業にあつては、許可番号、認定番号又は登録番号及び年月日欄にその販売業又は貸与業の届出を行った年月日を記載すること。
- 6 配置販売業にあつては、所在地欄に営業区域を記載し、名称欄の記載を要しないこと。
- 7 管理者の変更の場合は、変更後の管理者が薬剤師又は登録販売者であるときはその者の薬剤師名簿登録番号及び登録年月日又は販売従事登録番号及び登録年月日を、責任技術者の変更の場合は、変更後の責任技術者が第91条第1項から第4項までの各号のいずれに該当するかを、営業所管理者の変更の場合は、変更後の営業所管理者が薬剤師以外の者であるときはその者が第154条各号のいずれに該当するかを、高度管理医療機器等営業管理者の変更の場合は、変更後の高度管理医療機器等営業管理者が第162条第1項各号又は第2項各号のいずれに該当するかを、特定管理医療機器営業管理者等の変更の場合は、変更後の特定管理医療機器営業管理者等が第175条第1項各号のいずれに該当するかを変更後欄に付記すること。
- 8 管理者以外の薬剤師又は登録販売者に変更があつた場合のうち、新たに薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者となつた者がいる場合には、その者の薬剤師名簿登録番号及び登録年月日又は販売従事登録番号及び登録年月日を変更後欄に付記すること。
- 9 業務を行う役員の変更の場合は、備考欄に、変更後の役員が法第5条第3号イからハまでのいずれかに掲げる者又は成年被後見人に該当するときはそのいずれに該当するかを記載し、該当しないときは「なし」と記載すること。
- 10 認定外国製造業者にあつては、外国語により申請者の住所及び氏名を並記すること。また、署名をもつて押印に代えることができるものとする。

特 定 販 売	1 特定販売実施の有無	有 無 どちらかを で囲むこと。
	2 特定販売を行う際に使用する通信手段	
	3 特定販売を行う医薬品の区分	イ 第一類医薬品 ロ 指定第二类医薬品 ハ 第二类医薬品 ニ 第三類医薬品 ホ 薬局製造販売医薬品
	4 特定販売を行う時間	
	5 特定販売のみを行う時間がある場合、その時間	
	6 特定販売の広告に表示する名称 (薬局・店舗の正式名称と異なる場合)	
	7 主たるホームページアドレス	
	8 主たるホームページの構成概要 当該ホームページのメインページのイメージ及びサイトマップを印刷してください。カタログ等を用いて特定販売を行う場合も、同様にその概要がわかる資料を提出してください。	
	9 特定販売を監督するために必要な設備の概要	
備 考		

7 主たるホームページアドレス:

ア 複数のホームページで広告をする場合、その全てを記載してください。

イ ホームページを閲覧するために必要なパスワード等がある場合は、当該パスワードを記載してください。

ウ ホームページを開設せず、アプリケーションソフト等を利用して特定販売を行う場合、ホームページアドレス部分には「別添のとおり」と記載し、当該ソフトの入手方法等に関する資料を提出してください。